

公社等見直し実行計画の取組状況

1	福島県土地開発公社	1
2	(財)ふくしま自治研修センター(シツタツ分)	3
3	(財)福島県観光開発公社・(財)物産プラザふくしま	5
4	(財)福島県農業振興公社	7
5	(社)福島県林業公社	11
6	(財)福島県きのこと振興センター	16
7	福島県住宅供給公社	18
8	福島県道路公社	21
9	(財)福島県建設技術センター	26
10	(財)福島県下水道公社	28
11	(財)福島県自然の家	31
	公社等外郭団体の今後の見直しの方向性(H19.3)	33

平成19年5月

福島県行財政改革推進本部
(公社等外郭団体見直し部会)

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県土地開発公社	担当組織名	企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ
-----	-----------	-------	-----------------------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み

今後の在り方の実現方策を取りまとめた「経営方針」に基づいて、適正な債権管理や組織・人員体制の合理化を着実に推進する。

【今後の在り方の骨子】（平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定）

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制の合理化を進めていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

1 目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

オ 観光施設事業の用に供する土地

カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ク 航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するために特に必要な土地

二 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設及び公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

進行管理体制

企画調整部土地調整グループを中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

【目標 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み】

1 適正な債権管理

ア 土地開発公社を設置する地方公共団体への国の新たな支援策を活用するため、先行取得した土地等の取得・処分・保有にかかる計画および経営健全化のための具体的措置などをまとめた「公社経営健全化計画」に基づき、着実な土地の処分を行った。(県：H19.3) 【計画どおり実施】

経営健全化の期間等 : 平成18年度から5年間で、県の委託により先行取得した用地(総額約164億円)を県が再取得。

経営健全化の基本方向 : 公社保有土地のうち、供用済み土地について、県が起債措置による再取得を行いながら、公社の経営の健全化を推進する。

平成18年度の実績 : 平成18年度は、福島空港公園用地(約32億円)について、県が起債措置により再取得。

イ 土地開発公社の主体的・自主的な経営の確立に資するための中期的な経営の方針である「公社経営方針」に基づき、適切な経営に努めた。また、県の要請を受け「常磐自動車道に係るあっせん事業」について、早期にかつ円滑に用地取得を実施できるよう、業務量に応じた適切な人員・組織を整備するため、「公社経営方針」を一部修正した。(公社：H19.3) 【計画どおり実施】

経営方針の実施期間 : 平成18年度から概ね5年程度

経営方針の基本的な方向

- (1) 主体的・自立的な公社経営の確立
- (2) 業務量に応じた組織体制の確立
- (3) 償還計画の適切な進行管理と着実な回収
- (4) 効率的な資産運用と経費の削減による健全経営の確立

引き続き、「公社経営方針」に基づき、適切な経営に努めるとともに、「経営健全化計画」等により着実な債権回収を行う。

2 組織・人員体制の合理化

ア 福島県道路公社との管理部門との統合については、両公社を取り巻く状況が変化したことなどから、整理を前提に再検討した。(県・公社：H19.3)

イ 「常磐自動車道」の早期開通の方向性が示されたことから、早期にかつ円滑に用地取得を実施できるよう原町支所を存続させ、必要な人員を配置した。(県・公社：H19.3)

【情勢変化に即応し実施】

道路公社との管理部門統合については、両公社を取り巻く状況が変化したことなどから、前年度に引き続き、整理を前提に再検討するとともに、新たな統合先についても検討を進める。

また、今後の業務量に応じた、組織・人員体制の合理化を図っていく。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま)	担当組織名	企画調整部地域づくり領域 地域政策グループ
-----	----------------------------------	-------	--------------------------

基本的方向を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標】 県は、存廃も含め、シンクタンクふくしまの在り方について抜本的な検討・見直しを行う。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 県内地方公共団体の職員に対する研修の実施
- 2 県内地方公共団体が実施する研修に対する助言及び援助
- 3 地方自治の振興に関する自主調査研究並びに情報の収集及び提供
- 4 地方自治の振興に関する調査研究の受託
- 5 ふくしま自治研修センターの施設に関する管理の受託

進 行 管 理 体 制

存廃も含めたシンクタンクふくしまの在り方の抜本的な検討・見直しについては、地域づくり領域を中心に、関係者との打合せを適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標 シンクタンクふくしまの在り方の抜本的な検討・見直し】

1 存廃も含めたシンクタンクふくしまの在り方の抜本的な検討・見直し（県・公社）

《平成19年度》

存廃も含めたシンクタンクふくしまの在り方についての抜本的な検討を行う。

検討の方法として、地域づくり領域が中心となり、関係機関との協議等を実施して検討・見直しを進め、将来のシンクタンクふくしまの在り方を取りまとめる。

「シンクタンクふくしま検討会議（仮称）」の設置・検討（県）

平成19年3月26日開催の「公社等外郭団体見直し部会」において、実行計画が決定されたことを受け、「シンクタンクふくしま検討会議（仮称）」を設置し、現状や課題、問題点の整理等を行うとともに、存廃も含めた今後の在り方について抜本的な検討を行う。

シンクタンクふくしまの在り方の決定（県・公社）

「シンクタンクふくしま検討会議（仮称）」における検討結果を踏まえ、関係機関との調整のうえ、シンクタンクふくしまの在り方について、平成19年度中に県の方針を決定する。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	(財)福島県観光開発公社 (財)物産プラザふくしま	担当組織名	商工労働部地域経済領域 県産品振興グループ 観光グループ
------------	------------------------------	-------	------------------------------------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】三団体（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合

福島県の観光及び物産振興機関の今後の在り方について早急に検討し、平成20年3月を目途に、(財)物産プラザふくしま、(財)福島県観光開発公社及び(社)福島県観光連盟の統合を進める。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

(財)物産プラザふくしま

- 1 人材育成、ふるさと産業おこし運動の啓発及び啓蒙
- 2 地域間交流、国際交流及び異業種交流並びにイベントの振興
- 3 産品の開発、育成及び相談指導
- 4 産品の普及宣伝及び販売
- 5 物産展、見本市等の開催及び参加並びに商取引の斡旋
- 6 ふるさと産業おこし、産品振興のための業務の委託
- 7 ふるさと産業おこし、産品振興のための情報の収集と提供
- 8 観光事業との連携及び推進
- 9 その他物産プラザの目的達成に必要な事業

(財)福島県観光開発公社

- 1 地方公共団体等が所有する観光施設の受託管理に関する事業
- 2 観光関連施設の建設とその管理及び処分に関する事業
- 3 観光事業用地の取得、造成、管理及び処分に関する事業
- 4 観光開発に関連する公的な法人への出資に関する事業
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(社)福島県観光連盟

- 1 内外観光客の誘致促進
- 2 観光物産、観光文化の振興
- 3 観光振興のためのイベント等の実施
- 4 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- 5 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- 6 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- 7 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- 8 外客受け入れのための観光施設に関する情報提供
- 9 1から8の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- 10 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐
- 11 その他本会の目的を達成するために必要な事業

進 行 管 理 体 制

県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟及び関係機関を構成員とする「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」を設置し、県及び各団体が主体となって、統合による観光及び物産振興機関の今後の在り方について、専門家や学識経験者等の意見を聴取し、総合的に検討していく。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標】三団体（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合

今後の在り方の検討（県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟 H18.3月）

平成18年3月29日に設置した「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」において、観光及び物産振興の目指すべき方向、三団体の今後の在り方について検討し、同年12月25日開催の第6回委員会において「福島県観光及び物産振興機関見直しに関する検討結果報告書」を取りまとめ、三団体統合の方向性を確認した。

また、平成19年2、3月に開催された各団体の理事会において上記報告書が承認された。

【計画どおり実施】

（統合の概要）

- （1）統合後の法人は財団法人とし、平成20年3月末に観光開発公社、観光連盟を解散して、同年4月1日から両法人の業務を物産プラザに統合する。
- （2）法人の名称は、統合後の法人にふさわしい名称とする。
- （3）現観光連盟の会員制度の利点を生かすため、会員が参画可能なシステムとする。
- （4）観光及び物産振興業務の連携により相乗効果を発揮する。
- （5）新たなニーズに対応しうる戦略的で新しい事業を積極的に展開する。

統合の諸課題、事務手続の整理・検討

統合にあたっての諸課題、事務手続等を整理検討する。

ア 統合の方法

上記統合の概要（1）のとおり

【計画どおり実施】

イ 寄附行為、諸規程の整備（組織、会計、財産、サービス、給料等）

- ・統合目的を達成するために最も効果的な内部組織の検討
- ・上記を踏まえつつ、現物産プラザの寄附行為、諸規程を基礎として、三団体の現行制度、規程との調整を図りながら整備

ウ 法的手続や届出（国、県）

- ・物産プラザの寄附行為の変更認可（経済産業省及び国土交通省）
- ・観光連盟の解散許可（国土交通省）及び観光開発公社の解散許可（県）
- ・観光開発公社が得ている食品衛生法等、営業上必要な許認可の承継、再取得

統合手続

ア 統合理事会の開催

- ・物産プラザ理事会における寄附行為変更の意思決定
- ・観光開発公社理事会、観光連盟理事会及び総会における解散の意思決定

イ 統合に伴う法的手続

上記2 - ウのとおり

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県農業振興公社	担当組織名	農林総務領域総務予算グループ
-----	---------------	-------	----------------

基本的方向を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標1】第三次経営合理化計画に基づく取組み

第三次経営合理化計画（平成19年3月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（18年度末で約481百万円（見込み））を平成23年度末までに約351百万円（130百万円）に縮減する。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

【目標2】長期保有地の処分

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関すること。
- 2 農業構造の改革に資する事業に関すること。
- 3 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関すること。
- 4 特定鉱害復旧事業等に関すること。
- 5 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝に関すること。

進 行 管 理 体 制

農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成19年3月27日策定）については、計画策定に関係した総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ及び農業振興公社において進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて県が助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 第三次経営合理化計画に基づく取組み】

平成18年度までの取組みについては第二次経営合理化計画に基づいて実施。

累積欠損金を平成18年度末までに128百万円縮減

〔累積欠損金の縮減実績〕

(単位：百万円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	備 考
実行計画	25	26	24	26	27	26	
実 績	21	29	32	31	23		
実績(累計)	21	50	82	113	136		

平成18年度実績については、見込みの数値

今後の取組み：累積欠損金を平成19年度から平成23年度末までに130百万円縮減

1 組織人員の適正化（公社）

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
常勤役員	2	1	1	1	1	1	1
公益事業部門 職 員	15	14	12	12	12	13	12

青年農業者等育成センター業務の強化のため、18年度に1名増

【計画どおり実施】

2 経費の節減（公社）

実行計画の内容	実績
5年間、役職員年間給与の約1割を削減：年間約11,300千円節減	約14,726千円節減
借室料等を年間約3,500千円節減	約3,951千円節減
事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減	2,266千円節減
5年間、県内日帰出張の旅費(日当)非支給：年間1,300千円節減	約1,668千円節減

【計画どおり実施】

19年度の取組内容

第三次経営合理化計画に基づいて引き続き経費の削減に取り組む。

3 収入の確保（公社）

農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料による手数料増収

（単位：千円）

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
計画額	2,800	2,800	3,600	5,000	6,000	6,960
実績額	1,713	4,521	6,364	7,731	8,327	

【計画どおり実施】

4 県の助成措置（県）

公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を実施（実績：約187,741千円）

【計画どおり実施】

5 次期計画の策定（公社）

17年度の検討結果を踏まえ平成19年3月に第三次経営合理化計画（計画期間：19～23年度）を策定

【計画どおり実施】

【目標2 長期保有地の処分】

〔長期保有地の状況〕

区分	H14.12第二次実行計画策定時保有面積 a	H14～H17までの処分面積 b	H18中処分面積 c	期中(H14-18)増加面積 d	H19.3末面積 (a-b-c+d)
開発関連長期保有地	50.2ha	1.9ha	0.7ha	-	47.6ha
郡山市郡山東部地区	27.4ha	0.5ha	0.0ha	-	26.9ha
会津若松市大戸地区	9.8ha	0.0ha	0.7ha	-	9.1ha
相馬市磯部地区	5.4ha	1.4ha	0.0ha	-	4.0ha
相馬市柚木地区	7.6ha	0.0ha	0.0ha	-	7.6ha
一般長期保有地(9市町村)	10.1ha	5.0ha	3.3ha	15.6ha	17.4ha
その他の長期保有地	115.5ha	115.2ha	0.06ha	-	0.24ha
相馬市東玉野地区	1.1ha	1.1ha	-ha	-	-ha
相馬市横川地区	40.4ha	40.4ha	-ha	-	-ha
相馬市今田地区	63.6ha	63.6ha	-ha	-	-ha
相馬市磯部地区	6.2ha	6.1ha	0.06ha	-	0.04ha
相馬市和田地区	4.2ha	4.0ha	-ha	-	0.2ha

1 開発関連長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方を検討のうえ早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、

引き続き柔軟な対応も検討する。

売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について、引き続き関係機関（県、関係市）とも協議しながら処分に努める。

2 一般長期保有地の処分策

市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。

農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。

18年度実績：約860万円の積み増し

3 その他の長期保有地

実質的に全て処分が完了した。残地（道水路）についても処分手続き中である。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	社団法人福島県林業公社	担当組織名	農林水産部森林林業領域森林整備グループ
------------	-------------	--------------	---------------------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】森林施業の見直し

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区 分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現 行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し方法	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

【目標 2】抜本的な収支改善策の取り組み

材価等が現状で推移した場合、平成80年度時点で、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

《経営改革による長期収支改善策の概要》

区 分	取 組 内 容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等削減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約（割合）を〔公社80：土地所有者20〕に変更（ただし、市町村有地は〔公社90：市町村10〕に変更）	106

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 造林又は育林及び伐採に関する事業
- 2 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- 3 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 4 森林、林業に関する普及啓発事業
- 5 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

進行管理体制

平成18年5月に開催予定の通常総会において、改革目標を織り込んだ第2次改善計画変更の承認を得、平成18年度中に計画期間の延長を含め現分期計画（期間：平成15～19年度）の見直しを行う。

また、平成80年度を目標とした長期計画であることから、見直し後の現分期計画以降においても原則として5年を一期とする分期計画を策定する。

公社の進行管理委員会において、第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容、及び分収割合変更を含めた業務内容の進行管理を行う。

第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、福島県公社等外郭団体点検評価委員会による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標 1 森林施業の見直し】

《平成18年度》

1 第2次改善計画の見直し（公社）

平成18年2月に決定した「林業公社施業・経営改革基本方針」に基づき、平成18年5月に開催された第39回通常総会において、改革目標に沿った「[改訂]第2次改善計画」を決定した。

【計画どおり実施】

（注）改革目標の内容とは、頭書記載の【目標1 森林施業の見直し】及び【目標2 抜本的な収支改善策の取組み】に記載した内容をいう。

2 現分期計画の見直し（公社）

年度ごとの具体的実行計画を定めた分期計画を、新たに平成21年度を目標年次とする分収割合見直しに伴う契約変更作業を織り込み、計画期間を2年間延長した分期計画（案）を作成した。

【概ね計画どおり実施】

《平成19年度》

1 第2次改善計画分期計画の見直し（公社）

「[改訂]第2次改善計画」の着実な実行を確保するため、現行分期計画（平成15～19年度）を2年間延長（平成15～21年度）し、内容を見直し3月に作成した[改訂]第2次改善計画分期計画（案）を、平成19年5月に開催される理事会において承認を得る。

【目標 2 抜本的な収支改善策の取り組み】

1 公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）（公社）

管理費等の節減

ア 人件費等管理費の節減

職員数の抑制や定期昇給額の縮減等により、管理費を縮減

年 度	年度節減額	年度節減額
計 画 額	31,961 千円	32,765 千円
実 績 額	38,778 千円	-

【計画どおり実施】

イ 森林施業の合理化

近接する団地での施業などの合併発注による諸経費の節減

区 分		発注件数		経費節減額	
		年度	年度	年度	年度
計 画	集約前	600 件	550 件	24,000 千円	22,000 千円
	集約後	320 件	290 件		
実 績	集約前	482 件	-	23,168 千円	-
	集約後	236 件	-		

【概ね計画どおり実施】

一括発注による事務負担の軽減

《平成18年度》

対象地域の森林に年間を通して必要な事業種の一括発注方式を試行した。

発 注 先：福島森林組合

発注事業種：下刈り、除伐、枝打ち、保育間伐

発注面積：41.92ha

発 注 先：吾妻造林（有）

発注事業種：除伐、保育間伐

発注面積：7.09ha

一括発注方式により、設計、起工、入札、契約事務について軽減が図られたものの、補助申請、実績報告、公庫資金申し込み、台帳整理等においては、一括で処理したものを細分化する必要が生じるなど、総体的にみて、事務の負担増となった。

【計画どおり実施】

《平成19年度》

平成18年度において試行的に実施したが、総体的に事務の負担増となったことから、平成19年度については実施を見合わせ、事務負担の軽減につながる管理・発注方式について検討することとする。

ウ 立木販売等の増収対策

計画的かつ積極的に間伐を行い、間伐収入を確保

区 分	収入確保面積		間伐収入	
	年度	年度	年度	年度
計 画	83 h a	86 h a	4,100 千円	4,300 千円
実 績	95 h a	-	4,107 千円	-

【計画どおり実施】

エ 無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金を積極的に活用

区 分	資金活用対象面積		資金活用額	
	年度	年度	年度	年度
計 画	848 h a	911 h a	46,246 千円	53,656 千円
実 績	1,032 h a	-	45,996 千円	-

【概ね計画どおり実施】

オ 借入金利負担の軽減化

既往の借入金について低利な借換制度を積極的に活用

区 分	借 換 金 額	
	年度	年度
計 画 額	343,192 千円	2,699,104 千円
実 績 額	343,192 千円	-

年度借換による利子負担軽減額： 156,300 千円

～ 年度借換額累計による利子負担軽減額：2,779,455 千円（累計借換額：6,906,617 千円）

【計画どおり実施】

2 繰上償還等の実施（県の支援による改善策）（県・公社）

《平成18年度》

利率3.5%超の農林漁業金融公庫借入金を繰上償還

繰上償還額： 2,177,383千円

最終利子負担軽減額：3,118,549千円

【計画どおり実施】

《平成19年度》

利率3.5%以上の農林漁業金融公庫借入金を繰上償還

繰上償還額：472,588千円

3 造林分収契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）（公社）

《平成18年度》

市町村有地に係る造林分収契約変更

該当市町村数：8市町村

市町村議会議決済み：1市（田村市）

【計画未達成】

一般土地所有者の権利調査

区 分	契約件数	確認済件数	未確認件数
市町村・財産区・ 生産森林組合等	331	331	0
共有林	455	87	368
個人	2,184	2,163	21
計	2,970	2,581	389

確認済み割合 2,581/2,970=87%

共有林については、現在の権利者全員を特定できた場合に限り確認済みとした。

【概ね計画どおり実施】

《平成19年度》

市町村有地に係る造林分収契約変更

平成18年度において市町村議会議決に至らなかった市町村に対し、引き続き協力要請を行う。

該当市町村数：7市町村

一般土地所有者の権利調査・分収契約変更

- ・平成18年度における権利調査で所在確認に至らなかった所有者について、継続調査を行う。
- ・土地所有者を対象に、説明会の開催や、戸別訪問を実施することにより、契約変更を推進する。

契約変更数：917件

《公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要》

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採までの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年間で、伐採後の売却収益を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが予想される。

公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	(財)福島県きのこ振興センター	担当組織名	県産材特産グループ
------------	-----------------	--------------	-----------

基本的方向を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標】産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取組み、平成23年度までに公社の在り方等の見直しを行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

財団法人福島県きのこ振興センター寄附行為における事業内容

- (1) きのこ類の振興に必要な栽培、加工及び流通に関する情報の収集と提供
- (2) きのこ生産者の栽培技術の向上を図るため専門的かつ高度な技術の普及指導
- (3) きのこ生産者相互の栽培技術向上のための意見交換の場の提供等、技術交流の促進
- (4) きのこ種菌及びきのこ類生産の原材料の検査及び検定
- (5) きのこ類の需要拡大を図るためのイベント開催
- (6) きのこ種菌の増殖及び供給
- (7) きのこ類の振興に必要な原種菌の保存
- (8) きのこ類の新しい栽培技術、原材料、生産資・機材及び新品種による生産の実証
- (9) センター施設の管理運営に関する事業の委託
- (10) その他きのこ類の振興のために必要な事業

進 行 管 理 体 制

農林水産部において関係部局との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標】きのご振興センターの在り方の抜本的な検討

《平成18年度の実績》

平成18年3月30日開催の「公社等外郭団体見直し部会」において、実行計画の工程として「在り方の抜本的な検討」が決定されたことを受け、「農林水産部きのご振興センター検討会議」を開催し、現状や課題、問題点の整理等を行い、きのご振興センターの在り方について抜本的な検討を行った。

【計画どおり実施】

【目標】産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し

《平成19年度の取り組み》

平成19年3月26日開催の「公社等外郭団体見直し部会」において、修正された実行計画が決定されたことを受け、以下の事項について取り組む。

1 産地化促進実施計画の策定（県、公社）

農林水産部において、産地形成を計画的に推進するため産地化促進検討会議を開催し、品種の選定、担い手の確保、技術指導の実施等について検討を行い、産地化促進のための「産地化促進実施計画」を策定するとともに、その計画に基づき県オリジナル品種による産地化を推進する。

「産地化促進実施計画」

策定方法：「産地化促進検討会議」を開催し策定する。

・設置時期：平成19年4月

・構成員：農林水産部森林林業領域総括参事（議長）、関係グループ参事、関係団体

策定期間：平成19年6月

2 技術移転の推進（県、公社）

農林事務所主体の指導体制を確立するため、研修方法や内容、研修時期などきのご類の生産技術の移転等に関する平成23年度までの基本計画を策定するとともに、その基本計画に基づいた年度別計画を作成し、公社がこれまで培ってきた技術について農林事務所等への移転を計画的に実施する。

「きのご類生産技術研修基本計画」

作成時期：平成19年8月

計画内容：計画期間(H19～H23)における研修内容・方法・実施時期等

「平成19年度きのご類生産技術研修計画」

作成時期：平成19年8月

研修内容：新品種の栽培方法、新たな栽培技術等に関する技術研修

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県住宅供給公社	担当組織名	土木部建築領域建築住宅企画グループ
------------	-----------	-------	-------------------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 整理計画の実行

公社は、平成16年9月に策定した公社整理計画（マスタープラン）に基づき、平成20年度末の解散に向けて未分譲地の販売等整理業務を遂行する。

県は、計画の進捗状況を点検しながら、必要な指導と支援を行う。

《定款上の事業内容》

- 1 住宅の積立分譲を行うこと。
- 2 住宅の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 3 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 4 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 5 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 6 この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸のその他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

進 行 管 理 体 制

土木部において、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標 整理計画の実行】

1 整理計画の実行

- (1) 分譲資産の販売(公社 平成18年4月～平成19年3月)
平成20年度までの完売を目指して、計画的な宅地販売に努める。

【計画を前倒して実施】

〔分譲・販売実績と目標(区画(戸)数)〕

年 度		16年度	17年度	18年度	郡山東部ニュータウン新規分譲地を加えた残数	19年度	20年度
目 標	販売数	116	108	182	-	231	65
	買取数	-	-	-	-	-	69
実 績	販売数	115	108	194	-	-	-
	買取数	-	-	74	-	-	-
	振替数	1	-	1	-	-	-
	年度未保有	435	327	58	(278)	-	-

目標及び実績の買取数は、地元市町による買取り分

平成16年度において、分譲事業資産から賃貸事業資産に1区画を振り替え

平成18年度において、分譲事業資産からその他土地資産に1区画を振り替え

郡山東部ニュータウンの新規分譲地(220区画)は平成19年度に追加となる

限られた期間内での完売を図るため、ハウスメーカー等への一括分譲など効率的な販売に努める。

- (2) 長期借入金の償還(公社 平成18年7月)

【計画どおり実施】

分譲宅地の計画的な販売とともに、経費の節減等を図りながら、整理計画期間内に償還できるように努める。

〔長期借入金償還実績と目標〕 (単位：億円)

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
目 標	8.5	7.0	7.0	5.0	2.0
実 績	8.5	12.0	7.0	-	-
残 高	26.0	14.0	7.0	-	-

- (3) 公社所有資産の処分(公社 平成18年4月～平成19年3月)

【計画を前倒して実施】

整理計画に基づき、売却処分等を実施していく。

〔公社所有資産の状況と処分実績〕

資産の種類		公社所有資産の状況 (15年度末現在)		平成16~18 年度追加	平成16~17 年度処分実績	平成18年度の 処分実績		平成18年度 未残
		件数	面積(m ²)	件数	件数	件数	面積(m ²)	件数
賃貸事業資産	土地	9	49,563.84	2	4	2	4,523.75	5
	建物	5	9,381.60	-	1	2	2,095.50	2
事業用土地資産		2	77,328.23	-	2	-	-	0
その他土地資産		16	91,410.31	2	3	10	55,991.58	5

(4) 県関係事業の公社からの移管（県・公社、～平成17年度）

公社が行っていた県営住宅や特定優良賃貸住宅等の管理事業については、平成17年度をもって完了した。

〔県営住宅等の管理状況〕

事業名	区分	戸数(15年度末現在)	移管等の実績
県営住宅	県北管内	1,985戸	平成16年度をもって終了
	県中管内	2,106戸	
特定優良賃貸住宅	管理受託型	424戸	平成16年度をもって終了
	一括借上型	42戸	平成17年度をもって終了

(5) 経常経費の節減（公社 平成18年4月～平成19年3月）

【計画どおり実施（役職員数、人件費については前倒し）】

整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。

役職員数（各年度4月11日現在）

年度	16年度	17年度	18年度	20年度目標
役職員数	45名	29名	26名(3名)	19名
正職員	22名	18名	14名(4名)	13名

人件費削減額（対前年度比）：約3,300万円

正規職員4名減に伴う人件費削減

共通経費事務費削減額（対前年度比）：約160万円

〔常勤役職員人件費及び共通経費事務費の状況〕

年度	17年度		18年度		20年度	
	決算額(千円)	15年度比	決算見込額(千円)	15年度比	推計値(千円)	15年度比
常勤役職員人件費	152,399	61%	約119,800	約48%	127,000	51%
共通経費事務費	19,126	80%	約17,500	約73%	14,936	62%

(6) 職員の処遇（公社・県 平成18年4月～平成19年3月）

【計画どおり実施】

整理計画に基づき、現公社職員の処遇についての支援を行っていく。

「勤奨退職に関する特例措置」の平成18年度適用者：1名

「民間企業派遣研修制度（17年度新規）」の平成17年度適用者のうち民間企業への再就職1名（平成18年4月）

2 整理計画の見直し（県・公社 平成18年10月）

【計画どおり実施】

整理計画の進捗状況に応じて、策定から2年経過時に計画内容を見直す。

計画の進捗状況の確認を行うとともに、地方住宅供給公社法改正、郡山東部ニュータウンの新規分譲地造成や長期割賦債権の発生など計画策定後の新たな要因を踏まえ見直しを行った。

平成19年度においては、見直しを行った整理計画の着実な実行に努める。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県道路公社	担当組織名	土木部道路領域道路企画グループ
-----	---------	-------	-----------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標1】観光有料道路の将来の管理方法等の検討

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理経費を要すること等を踏まえ、将来の管理等の在り方について検討を行う。

【目標2】公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

公社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

《定款上の事業内容》

- 1 福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（高速自動車道国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- 2 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を行うこと。
- 3 1号に規定する地域において、料金を徴することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- 4 1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の施設の建設及び管理を行うこと。
- 5 1～4号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 7 1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- 8 委託に基づき、1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、管理すること。
- 9 7～8号に附帯する業務を行うこと。

進 行 管 理 体 制

専務理事を会長とする「経営計画マネジメント委員会」を設置し、外部専門委員（公認会計士、中小企業診断士）2名を加え、計画、実施、評価、改善のサイクルについて自主的な進行管理を行っている。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的に受ける。

【目標1】観光有料道路の将来の管理方法等の検討

平成17年度に「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会」において、有料道路事業の事業主体として存続すると決定されたことを踏まえ、平成18年9月に「中期経営計画(18~20年度)」を策定し、計画的な事業の推進や経営体制の効率化に努めることとして、公社内に経営計画マネジメント委員会を設置し、経営改善を積極的に推進している。

平成18年度においては以下の取組みを実施した。

構成員

公社4名(専務理事2、総務部長、工務部長)
専門委員2名(公認会計士、中小企業診断士)
幹事会:公社6名

平成18年度取組実績

1 有料道路事業の利用向上策(県・公社)

地域観光振興と一体となった事業の展開

【計画通り実施】

磐梯吾妻スカイラインの早期再開通

通行料金と浄土平駐車場料金の一括徴収の社会実験の実施(H18.4.8 ~ 5.31)

観光道路の魅力向上のための景観整備

【概ね計画どおり実施】

スカイライン沿線の樹木の伐採、説明板の設置(4箇所)

ゴールドライン、レークラインの景観整備(H18年度関係機関等との協議の実施、H19年度~整備予定)

ゴールドライン幻の滝遊歩道案内板等の整備検討

中津川遊歩道整備(H18年度ベンチ設置(県自然保護Gに公社から要望)、H19年度~遊歩道延長整備要望)

PR活動による積極的な利用促進

【計画通り実施】

プール制道路2千万台突破感謝キャンペーンの実施(H18.4.8 ~ 7.31)

(通行台数93,554台中19,659通応募)

企画コンペによる新リーフレットの作成

新聞や情報誌などへの広告掲載や積極的な情報提供

ホームページのリニューアル実施

有料道路モニター委嘱による意見、要望の収集

道路情報板活用による情報提供

花見山会場でのPR活動(H19年度実施)

船車券の活用を図るため旅行会社への季節限定等割安ツアーの検討

福島競馬場オーロラビジョンによるPRの検討

地域と連携したPR活動の検討(那須甲子、あぶくま)

オリジナルキャラクター・グッズ、キャッチフレーズ、スカイラインの歌CD化等の検討、製作等(H19年度~)

北関東圏でのPR活動(H19年度~)

その他収入増加策の検討(定期券、サービスデー、プール3路線通し通行券等)(H19年度~)

(1) 交通量 (単位：台)

年 度			1 7	1 8	1 9	2 0
プール制道路		目 標		346,258	346,258	346,258
		実 績	342,258	330,466		
	スカイライン	目 標		128,872	128,872	128,872
		実 績	124,872	118,005		
	ゴールドライン	目 標		109,439	109,439	109,439
		実 績	109,439	105,576		
	レークライン	目 標		107,947	107,947	107,947
		実 績	107,947	106,885		
那須甲子有料道路		目 標		21,820	21,820	11,212
		実 績	21,820	18,017		
あぶくま高原道路		目 標		263,106	281,523	301,230
		実 績	245,893	245,631		

(2) 料金収入 (単位：千円)

年 度			1 7	1 8	1 9	2 0
プール制道路		目 標		386,325	386,325	386,325
		実 績	380,147	369,904		
	スカイライン	目 標		203,792	203,792	203,792
		実 績	197,613	188,556		
	ゴールドライン	目 標		81,270	81,270	81,270
		実 績	81,271	79,426		
	レークライン	目 標		101,263	101,263	101,263
		実 績	101,263	101,922		
那須甲子有料道路		目 標		33,995	33,995	16,610
		実 績	33,995	31,697		
あぶくま高原道路		目 標		80,835	86,493	92,548
		実 績	75,547	75,946		

有料道路の通行台数は前年度を下回ったが、早期再開通及び社会実験を行ったスカイラインについては、霜降地区の工事による通行止め（33日間）が及ぼした影響を考慮すると通行台数は例年並みであり、上記対策の実施の効果により、通行台数がこれまでの漸減傾向から一定の歯止めがかかったと考える。

2 プール制道路の防災対策及び施設更新(県・公社)

【計画通り実施】

磐梯吾妻スカイライン霜降地区の応急対策工事の実施

(ポケット式ロックネット工 L=182m C=54,600千円 工事期間 6/5～7/7)

プール制道路施設の総点検の実施及び施設更新計画の整備策定

3 有料駐車場の利用率向上策(県・公社)

【計画通り実施】

日吉跨線橋駐車場入庫希望の折込広告実施

稼働状況 (単位：台) 年間平均台数

年 度		1 7	1 8	1 9	2 0
あづま陸橋駐車場 (満車 71 台)	目 標		71	71	71
	実 績	71	71		
須川町駐車場 (満車 16 台)	目 標		16	16	16
	実 績	16	16		
杉妻町駐車場 (満車 147 台)	目 標		147	147	147
	実 績	147	147		
平跨線橋駐車場 (満車 22 台)	目 標		22	22	22
	実 績	22	22		
日吉跨線橋駐車場 (満車 34 台)	目 標		22	24	26
	実 績	20.4	21.3		
昭和大橋駐車場 (満車 49 台)	目 標		49	39	44
	実 績	27.7	49		
新白河駐車場 (満車 41 台)	目 標		37	39	41
	実 績	39.8	35.8		

4 その他(県・公社)

【計画通り実施】

維持管理有料道路制度の導入の検討

関係省庁に対する制度改正等の要望(毎年度)

今後の取組み

観光有料道路の維持管理上の課題と将来の管理方法についての検討

・平成25年7月24日に料金徴収期限を迎える予定のスカイライン等プール3路線について、有料道路事業の継続を含めた将来の管理方法等について検討する。

検討内容

将来に向けた維持管理上の諸課題の整理

維持管理有料も含め有料道路事業の継続による維持管理の検討 等

【目標2】公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

平成18年度取組実績

平成18年9月に策定した「中期経営計画(18~20年度)」に基づき、公社運営や組織体制の在り方について、経営改善に向けた積極的な見直しを実施した。

1 組織及び業務の見直し(県・公社)

【計画通り実施】

FF型組織の導入、職員数の見直し実施（H19年度実施）

人員配置計画と実績

(単位：人)

年	度	17	18	19	20
役員	計画	2	2	2	2
	実績	2	2	2	
職員	計画	23	23	22	22
	実績	23	23	20	

県派遣職員 14 12
プロパー職員 9 8

2 管理業務の見直し(県・公社)

業務内容、発注方法等の見直しによるコスト縮減

【計画通り実施】

あぶくま高原道路管理事務所警備の見直し実施（H19年度実施済）

料金收受業務体制の見直し実施（H19年度実施済）

社用車配備の見直し実施（H18年度に出先事務所分1台減車）

入札方法、随意契約の見直しによる競争性の確保（H19年度実施）

事務経費の縮減

【計画どおり実施】

定期刊行物購読の見直し実施（H19年度実施）

超過勤務縮減計画の策定

エコオフィス推進によるコスト縮減計画の策定

FF制の導入、料金收受業務体制の見直しなど、上記対策を着実に実施するとともに、職員の意識改革を推進しており、今後の成果に反映されていくものと考えている。

今後の取組

公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

・関連事業の設計積算業務については、その在り方、規模等について検討・見直しを行う。

・公社が自立的な事業展開を図るために、必要な人材の確保等、組織体制の在り方について検討・見直しを行う。

プロパー職員の規模、育成等の検討・見直し

県派遣職員の規模、組織体制の検討・見直し 等

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	建設技術センター	担当組織名	土木部企画技術領域
-----	----------	-------	-----------

見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標】建設技術センターの在り方の抜本的な検討・見直し

入札等制度改革に係る基本方針を踏まえ、早急に、建設技術センターの在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

《寄附行為上の事業内容》

- （１）建設事業に関する研究及び相談
- （２）建設事業に関する調査、試験・研究、設計及び監理の受託
- （３）建設事業に関する研修
- （４）その他目的を達成するために必要な事業

進 行 管 理 体 制

公社においては、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者：専務理事、副総括責任者：総務部長、事業実施責任者：建設・研修部長及び各出先機関の長

県においては、実施項目 については土木部、 の2については総務部、 の3については総務部及び土木部がそれぞれ進行管理を行っていく。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

【目標】建設技術センターの在り方の抜本的な検討・見直し

職員派遣、事業委託等、県との関係の見直し

- 1 土木部幹部OBの理事長等役職員への就任を廃止する。(県・公社) 【計画どおり実施】
平成19年3月末までに、土木部幹部OBの理事長等役職員への就任を廃止。
- 2 県職員の派遣を段階的に削減し、廃止する。(県) 【計画どおり実施】
平成19年3月末までに、県からの派遣職員をそれまでの28名から11名へ削減した。
- 3 県からセンターへの積算業務委託を一部特殊な工事を除き原則廃止する。(県) 【計画どおり実施】
平成19年1月31日から、センターへの積算業務委託については、一部特殊な工事を除き、原則として行わない取扱いを行うこととした。
平成19年3月に橋梁等特殊な工事3件の積算業務委託をセンターへ発注した。

市町村支援機能等、市町村との関係の見直し

- 1 市町村支援機能等、市町村との関係については、理事会等において協議・検討の上、センターとしての意思決定を行う。(公社)
平成19年7月に開催する理事会において市町村との関係について協議検討することとしている。
- 2 1の検討の推移を見ながら市町村支援など必要とされる機能をどこがどう担うべきかについて市町村と協議する。(県)
- 3 2と併せて市町村の技術力向上等の支援策についても検討を進める。(県)
上記2、3については、センターにおける検討結果、さらには市町村の意見なども踏まえ、市町村支援機能等の在り方、市町村の技術力向上等の支援策について検討を進めていくこととしている。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県下水道公社	担当組織名	土木部都市領域下水道グループ
-----	--------------	-------	----------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成19年3月修正）

【目標】 維持管理方式の決定を踏まえた、公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、今後の維持管理方式の決定を踏まえ、公社の在り方等について抜本的な検討・見直しを行う。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 下水道技術の調査・研究
- 2 下水道技術者の養成
- 3 県民に対する下水道知識の普及・啓発
- 4 流域下水道の維持管理業務等の受託
- 5 下水道に係る設計及び監理等の受託
- 6 下水道に係る水質分析業務等の受託

進 行 管 理 体 制

実施項目（今後の取組）1、3については、土木部において進行管理を行う。

2については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者： 常務理事（総務）

副総括責任者： 常務理事（業務）

公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

1 中期経営計画の策定

【計画どおり実施】

県及び公社の役職員で構成する「下水道公社の次世代のあり方に関する検討会」を設置し、維持管理受託事業の受託形態の変更への対応等、既存事業の見直しや、剰余金の有効活用等による公益事業、更には収益事業に係る新規事業の検討を行い、平成22年度までの中期経営計画を策定した。

- ・第3回（平成18年 7月 4日）中・長期経営計画の骨子整理
- ・第4回（平成18年 8月 2日）市町村アンケート結果報告
- ・第5回（平成18年 9月12日）中期経営計画の作成
- ・第6回（平成18年10月11日）下水道公社の次世代のあり方プラン最終報告
検討委員（下水道グループ参事、各流域下水道建設事務所長、公社の常務理事）
総務・業務部長、各処理センター所長

2 維持管理コストの縮減方法の検討

【計画どおり実施】

学識経験者、流域関連市、公社役職員で構成する「下水道管理技術研究会」を開催し、県中浄化センターをモデルとして、維持管理費縮減等についての検討を行った。

結果として、汚水の温度変化に応じて投入薬品量を調整する方法が見出されたことなどの成果があり、今後の管理に生かしていくことになった。

- ・第3回（平成18年 8月 9日）ステップエアレーション実施状況調査
- ・第4回（平成18年11月 7日）運転方法の改善によるコスト縮減
- ・第5回（平成19年 1月16日）管理体制の改善によるコスト縮減
- ・第6回（平成19年 3月16日）まとめ
構成員 大学教授1名、関係市職員3名、県職員2名、公社職員4名

3 市町村のニーズに合致した新たな公益事業の検討

【計画どおり実施】

市町村、県、公社役員の3者で構成する「公益事業検討委員会」を開催し、公益事業のあり方について検討した結果、次の事業に新たに取り組むこととした。

研修事業 地域下水道まつり支援事業 下水道ふれあいバス助成事業

- ・第3回（平成18年 7月 4日）
- ・第4回（平成18年 8月 2日）
構成員（県下水道グループ主幹、各流域下水道建設事務所長
福島市等の担当課長6名、公社の常務理事、総務・業務部長）

4 受託業務の在り方検討

【計画どおり実施】

平成18年度は、市町村のアンケート調査を実施し、公社の受託成果に対する評価やニーズの把握に努めたところ、受託件数は下水道施設の普及進展に伴い次第に減っていく見込みであるものの、公社の評価は高く、当面のニーズも十分にあるとの結果が出た。

また、受託業務と併せ市町村の下水道行政を補完する支援を行った。

5 「福島県流域下水道維持管理に関する懇談会」の開催 【計画どおり実施】

平成19年3月29日、「福島県流域下水道維持管理に関する懇談会」(座長 中井勝己 福島大学理事・副学長)より、土木部長に対し『流域下水道の管理については、民間事業者の創意工夫による効率的な維持管理によって、コスト縮減効果が期待できる「包括的民間委託」を進めることとし、業務内容の履行確認については、公平性・中立性・透明性を持つ「(財団法人)福島県下水道公社」に委託すべきである。』との提言があった。

- ・第1回(平成19年2月16日) 下水道事業の現状・流域下水道の管理状況
- ・第2回(平成19年2月27日) 県中浄化センターの現地調査
- ・第3回(平成19年3月22日) 管理方式の検討・まとめ
- ・第4回(平成19年3月28日) まとめ
- ・提言(平成19年3月29日) 意見書を土木部長に手交
構成員 学識経験者3名、利用者代表2名

今後の取組

1 今後の管理方式の決定(県)

「福島県流域下水道維持管理に関する懇談会」による提言を受け、土木部として平成19年5月を目途に、他県の動向等も勘案しながら、今後の管理方式を決定する。

2 決定内容を踏まえた検討(県・公社)

維持管理方式の決定を踏まえ、流域下水道の維持管理業務等における公社の担うべき役割を明確化した上で組織体制、人員体制等について検討を行う。

また、関連事業の設計積算受託業務の在り方、規模等について検討を行う。

3 新体制への移行(県)

「福島県流域下水道維持管理に関する懇談会」の提言を踏まえ、平成20年度以降の管理方式、スケジュールを決定し、新しい入札制度に則った準備作業を行うものとする。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人 福島県自然の家	担当組織名	生涯学習領域 施設運営グループ
-----	--------------	-------	-----------------

基本的方向を踏まえた改革目標（平成19年3月新規策定）

【目標】自然の家の在り方についての抜本的な検討・見直し

県直営による運営を含め、自然の家の在り方についての抜本的な検討・見直しを行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- （１）福島県自然の家に関し、福島県から受託した業務の実施に関する事業
- （２）福島県自然の家の利用促進に関する事業
- （３）その他前条の目的を達成するために必要な事業

進 行 管 理 体 制

生涯学習領域施設運営グループにおいて進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年１回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成18年度の取組実績と今後の取組み

【目標】自然の家の在り方についての抜本的な検討・見直し

1 平成18年度の取組実績

平成19年3月に実行計画を策定。

平成19年度から本格的に財団の在り方を検討するにあたり、指定管理者制度の存続か県の直営かも含め、今想定できる選択肢を確認した。

2 平成19年度以降の取組内容

県直営による運営を含め、自然の家の在り方について抜本的な検討を行い、平成19年度中に方針を策定する。

財団による管理・運営を存続した場合における問題点や課題等を整理する。

県直営にした場合における問題点や課題等を整理する。

生涯学習領域施設運営グループが主体となり抜本的な検討を行い、関係機関との調整をふまえて「自然の家のあり方の方針」を策定する。

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

「実行計画」等に基づき見直しを進める公社等（12団体）	
1 現行の「実行計画」（H18.3修正）を継続する公社等（5団体）	
公社名	見直しの方向性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
（財）福島県観光開発公社	物産プラザふくしま等との統合の着実な実行
（財）物産プラザふくしま	観光開発公社等との統合の着実な実行
（社）福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
福島県住宅供給公社	「改訂整理計画」の着実な実行
2 現行の「実行計画」（H18.3修正）を修正する公社等（6団体）	
公社名	見直しの方向性
（財）ふくしま自治研修センター （シンクタンクふくしま）	存廃も含め、「シンクタンクふくしま」の在り方についての抜本的な検討・見直し
（財）福島県農業振興公社	新たな「経営合理化計画」等の策定による主体的な取組みの実行
（財）福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社の在り方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
（財）福島県建設技術センター	「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく検討・見直し
（財）福島県下水道公社	流域下水道の効果的な維持管理方式の決定 決定内容を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し
3 新たに「実行計画」を策定する公社等（1団体）	
公社名	見直しの方向性
（財）福島県自然の家	直営での運営を含め、県職員の派遣で組織される公社の在り方の抜本的な検討 次回指定管理者選定期間までに整理

主体的・自立的に見直しを進める公社等(9団体)

公 社 名	見 直 し の 方 向 性
(財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組み の推進
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組み の推進
(財)福島県都市公園・緑化協会	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組み の推進
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	経営計画等の策定などによる主体的・自立的な法 人運営